平成２６年（フ）第１９号
兵庫県洲本市小路谷1278番地３　コーストビューサントピア306号
債務者　梅田エージェンシーこと　納　　寛文
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１６７号
高知市横浜新町１丁目301番地　県住第２団地Ｓ１―101
債務者　小松　　繁
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　丈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８号
京都府亀岡市篠町馬堀池ノ下25番地22
債務者　岡　麻衣子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第２８６２号
大阪府八尾市陽光園２丁目４番21―401号
債務者　大削　茂樹
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　良造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９１１号
大阪府豊中市旭丘11番12―205号
債務者　エスワイ建装こと　笹谷　明義
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　雅美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７号
兵庫県加西市倉谷町53番地の２
債務者　小田　勝一
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第３８号
兵庫県加西市倉谷町53番地の２
債務者　小田　浩史
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第２１３号
北海道利尻郡利尻町沓形字富士見町58番地３
債務者　福井　正利
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松ヶ瀬雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１９６号
新潟市中央区長潟917番地、前住所埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻6946番地　レオパレスチャーム102
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５８８号
大阪市旭区大宮４丁目４番７号　ジュネス大宮Ⅱ307
債務者　奥田健一郎
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９８号
大阪府寝屋川市明徳２丁目10番17―205号
債務者　木田美智子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８６７号
大阪府東大阪市荒本北１丁目３番10―2803号府営東大阪春宮住宅10棟2803号
債務者　平野登史江（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９６２号
大阪府箕面市箕面６丁目１番54号
債務者　渡嘉敷一美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３００８号
大阪府東大阪市玉串町西２丁目３番24号
債務者　松尾　博史
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０１４号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　福井喜与志こと　福井喜與志
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０４３号
大阪市都島区内代町１丁目４番17―203号
債務者　福田　一美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０５２号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号、前住所大阪市中央区日本橋１丁目24番３号
債務者　稲葉　克巳
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０５３号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目８番８号　ウェルフェアマンションおはな308
債務者　中上　益美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部